

令和8年度 湖東かんぴ学園 湖東中学校 いじめ防止基本方針

【いじめ防止の基本方針】

いじめは決して許されない行為である。しかしながら、いじめはどの生徒にも起こりうることから、下記の学校教育目標のもと、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組を継続して推進していきま。

「ふるさとを愛し 創造性と社会性に富み 実践力のある生徒の育成」

【いじめの定義】
いじめとは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

【いじめの未然防止のための取組】

全教職員が組織的に 生徒一人一人の自己有用感を高める

いじめの加害者には、「不安や葛藤」「劣等感」「欲求不満」などの心理が潜んでいる。そこに「心理的なストレス」「集団内の異質者への嫌悪感情」「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚やふざけ意識」「被害者になることへの回避感情」などが原因となっていじめは起こる。

したがって、いじめを未然に防ぐためには、人権教育を基盤に、生徒一人一人の自己有用感を高めていく取組を重点的に行う。

- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
(1) 生徒にわかりやすい授業 …視覚的支援や補充学習など
(2) 所属感を育む学級活動 …グループエンカウンターなど
(3) 自治力を育てる生徒会活動…パート活動など
(4) 自己有用感を育てる体験活動…小中合同活動、保育実習など
- 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
(1) 人権教育の充実 …人権週間、人権集会、人権作文など
(2) 道徳教育の充実 …道徳科の授業など
(3) 体験活動の充実 …福祉体験など
(4) 特別な支援を要する生徒に係る理解教育の推進

めざす生徒像(校訓)

【自主】自ら考え、すすんで自分を生かす努力をする生徒
【友愛】思いやりをもち、仲間の中で自己を伸ばす生徒
【創造】新しいことにも積極的に取り組み、最後までやり抜く生徒

めざす教師像

・生徒と向き合い、生徒のよきモデルとなる教師
・生徒の日々の成長や変化に気づくことのできる教師
・生徒とともに学び、みずから研鑽に励む教師
・保護者・地域の声を聴き、地域の子どもと共に育てようとする教師
・明るく、心身ともに健康な教師
・社会の期待に応える教師

めざす学校像

・安全で安心な学校<心身の健康第一>
・一人一人の生徒に居場所があり、絆が感じられる学校<居場所づくり 絆づくり>
・家庭や地域に信頼される学校<地域の誇り>
・教職員が資質向上をめざす、活力のある学校<自他の成長>

小学校との連携

・湖東中オープンスクール
・小中一貫授業公開
・小中一貫研修 など

家庭との連携

・学校・学年・学級だよりの発行
・HPによる情報提供
・PTA活動の推進
・授業公開日の設定
・PTA広報誌(かむなび)の発行

地域との連携

・学校運営協議会との連携
・ジュニアリーダーと両地区青少年健全育成団体との懇談会
・青少年健全育成関係団体(竹矢・大庭両地区)との連携
・地区文化祭ボランティア
・地区体育祭ボランティア
・学校だよりの自治会配布
・地元事業所での体験活動
・地域行事への参加 など

【いじめ解消チーム】

いじめの解消を目指し、生徒観察や指導を行うことを目的として組織する。

学校いじめ防止対策委員会
学年部(担任)
学びいさきサポートティーチャー など

【いじめの早期発見の取組】

生徒や学級の様子を積極的に把握する

いじめのささいな兆候やサインを見逃さず、以下の取組を通して積極的にいじめの認知を行っていく。

- 観察法
健康観察や授業、給食、清掃、休憩、部活動などの時間に、教員の目で観察する。
- 面接法
5月、11月、2月に教育相談週間(2週間)を設け、担任を中心に生徒と面談を行う。
(一人20分程度)
- 調査法
下の(1)～(3)のアンケートを活用して、生徒の心の状況を把握する
(1) アンケートQU …5月、11月に実施する。
(2) 学校生活アンケート …5月、11月、2月に実施する。
(3) 人権アンケート …年間1回実施する。

校内体制

(コーディネーター:教頭)

【生徒指導体制】

・校内生徒指導部会
(学校いじめ防止対策委員会)
校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事
学年生徒指導担当・教育相談担当
養護教諭・特別支援教育C
人権教育主任・SW・SSW
SC、PTA会長・副会長

・校内ケース会議(随時)
・サポートチーム会議(随時)
・要保護児童対策協議会(随時)
・いじめ問題取組振り返りシート

【教育相談体制】

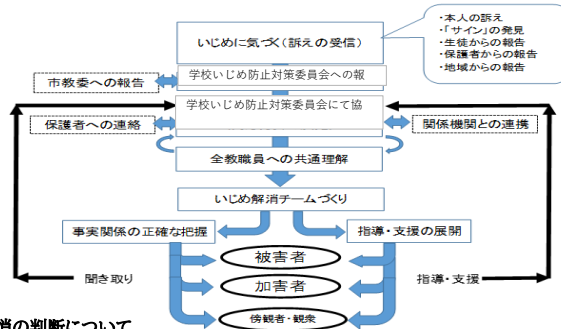
・5月、11月、2月教育相談期間
・月2～4回のSC相談日
・5月、11月アンケートQU
・相談室、自習室の活用
・校内ケース会議 など

【特別支援教育体制】

・道徳指導教室
・学習室等の活用
・特別支援学級の弾力的な運用
(交流及び共同学習)
・発達・心理等に関する諸検査
・校内ケース会議 など

【いじめの認知と早期対応】

いじめられた生徒には非はないという認識に立ち、学校全体の問題として、組織的に対応することにより問題の解決を図る



いじめの解消の判断について

- ①いじめに係る行為が止んでいること(3ヶ月以上経過)
- ②被害を受けた子どもが、心身の苦痛を感じていないこと

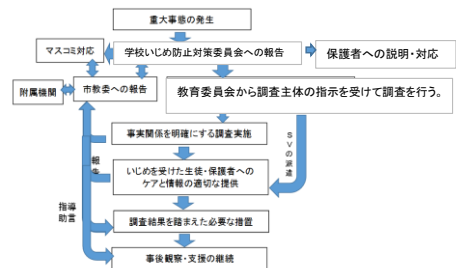
【いじめ重大事態への対応】

いじめによる重大事態が発生が懸念されたときは、事実関係の把握と教育委員会との連携を密にした対応を迅速に行う
(いじめの重大事態の定義)

- ①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」とき
●子どもが自死を企図した場合 ●身体に重大な傷害を負った場合 ●精神的疾患を発症した場合 など
- ②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」とき
●年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合 など

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。
※ 外部からの問い合わせ窓口については、教頭に一本化し、対応を行う。

※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月 文部科学省)に沿って調査を行う。



「学校評価」

「いじめ問題取組振り返りシート」「小中一貫教育地域推進協議会の提言」

を活かした点検見直し